

2022年9月7日

株式会社 佐賀共栄銀行

## 未利用口座管理手数料の改定について

株式会社 佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）は、「未利用口座管理手数料」の改定を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 概要

2021年4月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を対象とする「未利用口座管理手数料」について、2022年10月3日（月）より、2021年3月31日以前に開設された口座にも適用いたします。

本件は、長期間ご利用されていない口座の不正利用防止を強化するものであり、お客さまへのサービスの維持向上を図るためのものです。

なお、本手数料は、2年以上ご利用されていない普通預金口座および貯蓄預金口座を対象とするものであり、日頃より入出金や口座振替などのお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはありません。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 2. 未利用口座管理手数料の改定

#### (1) 改定日

2022年10月3日（月）

#### (2) 改定内容

改定内容	変更前	変更後
対象口座	2021年4月1日以降に開設された普通預金口座および貯蓄預金口座	すべての普通預金口座および貯蓄預金口座

注1) 改定日以降、2021年3月31日以前に開設された普通預金口座および貯蓄預金口座も対象となります。

注2) 改定日より前の期間は、未利用期間に含めません。

### 3. 未利用口座管理手数料の内容

適用対象	普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座
未利用口座管理手数料	年間 1,320円（消費税込み）

未利用口座となる口座	<p>最後のお預け入れ（当該預金の利息入金を除きます）またはお引き出し（本手数料の引き落としを除きます）から2年以上、一度もお預け入れまたはお引き出しがない普通預金口座（総合口座を含む）・貯蓄預金口座が対象となります。</p> <p>ただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該口座の残高が10,000円以上である場合</li> <li>・お取引店舗において、他のお預かり金融資産（定期預金、投資信託等）がある場合</li> <li>・お取引店舗において、お借入れがある場合</li> </ul>
未利用口座の取扱い	<p>(1) 未利用口座となった場合、事前にお客さまの届出住所あてに文書にてご案内をいたします。</p> <p>(2) ご案内の発送後、一定期間（3ヶ月程度）を経過しても、お取引がない場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。</p> <p>(3) 残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料として引き落としし、当該口座を個別に通知することなく自動的に解約いたします。</p>
初回の手数料引落時期	<p>2021年4月1日以降に開設された口座・・・2023年10月予定</p> <p>2021年3月31日以前に開設された口座・・・2024年10月予定</p>

#### 4. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の改定に伴い、以下のとおり預金規定を改定いたします。

(1) 改定日

2022年10月3日（月）

(2) 改定対象となる預金規定

- ・普通預金規定
- ・貯蓄預金規定

(3) 改定内容

「未利用口座管理手数料」条項の改定（下線部が改定箇所となります）

変更前	変更後
<p>14.（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、当行が定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この預金は、当行が定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない場合（ただし、<u>2021年4月1日以降に開設された口座に限ります。</u>）には、未利用口座となります。</p>	<p>14.（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1) 現行のとおりに</p> <p>(2) この預金は、当行が定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</p>

(3) この預金が未利用口座となりかつ残高が当行が定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座手数料の引き落としを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らかの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。

(4) 一旦引き落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

(3) この預金が未利用口座となりかつ残高が当行が定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座手数料の引き落としを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高全額を未利用口座管理手数料として充当し、何らかの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。

(4) 現行のとおり

以上

本件に関するお問い合わせ先  
事務統括部 事務グループ  
中島、岡村  
TEL 0952-22-2244